

市場施設の概要

建設費(昭和50年完成時) 4,160,374 千円
敷地面積 73,417 m²
建物延面積 36,251 m²

(令和2年6月1日現在)

施設の種類		面積(m ²)	摘要(構造等)	
卸売場棟		31,026	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建	
内 訳	卸売場	14,145	低温卸売施設 100 m ² ×2基	
	仲卸売場	7,863		
	買荷保管積込所	5,165		
	関連業者事務所	2,118		
	その他	1,735	通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等	
冷蔵庫棟		1,412	鉄筋コンクリート造2階建	
管理棟		855	鉄筋コンクリート造3階建	
関連事業者棟		1,640	鉄筋コンクリート造2階建	
倉庫棟		1,045	鉄骨造平家建	
その他		273	守衛棟・屋外便所等	
計		36,251		
駐車場	屋上	3,714	122台	
	平面	17,834	636台	アスファルト舗装
緑地		2,371		
公園		1,617	2ヶ所	

市場の機構

- 1 開設者 長崎市 長崎市は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認可を受けて昭和50年6月24日に開設者となる。(なお、令和2年6月21日施行の法改正により、認可制から認定制になったため、令和2年6月2日に認定を受けた。)

組織機能 長崎市中央卸売市場施設の維持管理と業務の許可及び指導監督

中央卸売市場長 ————— 理事兼次長 ————— 職員
- 2 卸売業者 農林水産大臣の許可(令和2年6月21日施行の法改正により、市長の許可)を受け、生産者又は出荷者から委託された生鮮食料品等を、「せり売又は相対取引」にて販売します。
- 3 仲卸業者 市長の許可を受けて卸売人の行うせり売又は相対取引に参加し、適正な値段をつけて買いとり、市場内の仲卸売場で品物を仕分け、調製して買出人等に販売します。
- 4 売買参加者 小売業者等で、市長の承認を受けて、仲卸業者と同様に卸売人の行うせり売又は相対取引に参加して品物を買入れる者をいいます。
- 5 関連事業者 市長の許可を受けて、市場利用者の便宜をはかるため、佃煮、乾物類等の一般食料品を販売する業者や、食堂等を営む者をいいます。